

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位1	単位2
	221	A精製したもの	25%	21.3%							KG
	229	Bその他のもの	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率	(50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率)							KG
170240		ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)									
	100	1香料又は着色料を加えたもの	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率	29.8%又 は23円 /kgのうち いずれか 高い税率							KG
		2その他のもの	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率								
	210	1砂糖を加えたもの		** (78.5% 又は 53.70円 /kgのうち いずれか 高い税率)							KG
	220	1その他のもの		(50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率)							KG
170250	000	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	9%	(9%)	無税						KG
170260		その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。)									
	100	1香料又は着色料を加えたもの	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率	29.8%又 は23円 /kgのうち いずれか 高い税率							KG
		2その他のもの	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率								
	210	1砂糖を加えたもの		** (85.7% 又は 60.90円 /kgのうち いずれか 高い税率)							KG
	220	1その他のもの		(50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率)							KG
170290		その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。)									
		1砂糖	35%								
	110	1分みつ糖		** (61.9%)			24.5%				KG
	190	1その他のもの		29.8%							KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位1	単位2
		2砂糖水	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率								
	211	-分みつ糖のもの		** ^(35.4% 又は47円 /kgのうち いずれか 高い税率)			24.6%又 は13.30 円/kgの うちい ずれか高 い税率				KG
	219	-その他のもの		29.8%又 は23円 /kgのうち いずれか 高い税率							KG
		3人造はちみつ及びカラメル	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率	(50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率)							
	290	-人造はちみつ									KG
	300	-カラメル									KG
		4ハイ・テスト・モラセス									
	410	(1)グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボ ヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品 の製造に使用するもの	◎5%	3%		無税					KG
	420	(2)その他のもの	25%	21.3%							KG
		5その他のもの									
	510	(1)香味料又は着色料を加えたもの	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率	29.8%又 は23円 /kgのうち いずれか 高い税率							KG
		(2)その他のもの									
	521	A砂糖を加えたもの	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率	** ^(114.2% 又は 89.50円 /kgのうち いずれか 高い税率)							KG
		Bその他のもの									
	522	(a)ソルボース	20%	12%							KG
	523	(b)麦芽糖	25%	21.3%							KG
	529	(c)その他のもの	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率	(50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率)							KG
1703		糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに 限る。)									
170310		甘しや糖みつ									
	020	1グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボ ヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品 の製造に使用するもの	◎5%	3%		無税					MT
		2その他のもの	18円/kg								
	010	-飼料用のもの(税関の監督下で飼料の原料として 使用するものに限る。)		無税				A	0.0%		MT
		-その他のもの		15.30円 /kg							
	091	-アルコールの製造用のものうち、この号の2及 び第1703.90号の2に掲げる糖みつについて、当該 年度におけるかんしょその他のアルコール製造用 原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定め る数量(以下この項において「共通の限度数量」とい う。)以内のもの					◎無税				MT

